川西市留守家庭児童育成クラブ入退室管理システム導入及び運用業務委託
プロポーザル実施要領

この要領は、公募型プロポーザル方式により、川西市留守家庭児童育成クラブ（16 小学校内の 30 クラブ）への入退室管理システムの導入業務及び運用業務を委託する事業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

１ 業務の目的

川西市留守家庭児童育成クラブにおいて、児童の入退室管理や保護者との連絡機能を有したシステムを導入・運用し、正確な入退室管理による児童の安全性の向上、保護者の利便性の向上を図るとともに、支援員の業務負担を軽減することで、支援員がより児童、保護者に向き合える時間を確保し、サービスの質の向上に努めることを目的とする。

２ 業務の概要

（１）業務名

川西市留守家庭児童育成クラブ入退室管理システム導入及び運用業務委託

（２）業務内容

別紙「川西市留守家庭児童育成クラブ入退室管理システム導入及び運用業務委託仕様書」（以下、仕様書）のとおり

（３）履行期間

ア システム導入期間 契約締結日の翌日から令和９年１月 31 日まで

イ システム運用期間 令和９年２月１日から令和９年３月 31 日まで

（４）提案上限額

ア システム導入期間に係る業務の提案上限額

９９０，０００円（消費税および地方消費税を含む）

イ システム運用期間に係る業務（システム利用料を含む）の提案上限額

１９５，８００円（消費税および地方消費税を含む）

※ 見積額が、提案上限額を超える場合は、提案書等の審査は行わず、失格とする。

※ 継続して事業を実施することが妥当と判断した場合は、当初のシステム運用期間後も継続してシステム運用業務を委託する場合がある。

３ 公募型プロポーザル方式により受託者を選定する理由

本プロポーザルは、受託候補者を特定するにあたり、価格のみの競争ではなく事業者の実績、経験、専門知識、技術力、支援体制、企画力等が受託候補者としての適格性を有しているかを確認するために行う。プロポーザルに参加する事業者が提出する企画提案書等の内容を総合的に評価し、最も高い評価を受けた事業者を受託候補者として選定する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1） 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

（2） 川西市から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（3） 国税及び地方税を滞納していないこと。

（4） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

（5） 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。

（6） 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申し立てがなされていないこと。

（7） 川西市暴力団排除に関する条例（平成 24 年条例第 5 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当しない者であること。

（8） プライバシーマーク又は ISMS 認証（ISO27001）を取得していること。

（9） 本市の一般競争入札等参加有資格者名簿に登載されていること。ただし、対象業務の特殊性を考慮し、名簿に登載されていない者も参加できるものとする。この場合、受託者に選定されたときは、すみやかに資格者登録を行うこと。

(10) 仕様書に記載の「(入退室システム) 機能要件一覧」の水準を満たすシステム（代替提案により水準を満たすと認めるものを含む）を導入し、運用できること。

5 スケジュール

項目	日程（予定）
参加申込書等の受付開始 質問書の受付開始	令和 8 年 11 月 16 日（月）
質問書の提出期限	令和 8 年 11 月 27 日（金）17 時まで
質問書の回答	令和 8 年 12 月 4 日（金）
参加申込書等の提出期限	令和 8 年 12 月 11 日（金）17 時まで
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 12 月 18 日（金）17 時まで
プレゼンテーション審査	令和 8 年 12 月 21 日（月）～25 日（金）
選定結果通知	令和 8 年 12 月 28 日（月）頃

6 質問書の受付及び回答

本実施要領および仕様書の内容についての質問は、「質問書」（様式５）により、電子メールにて提出すること。なお、電子メールを送付したときは、その旨を電話にて連絡すること。

（１） 提出期限

令和８年 11 月 27 日（金） 17 時まで

（２） 提出先

メールアドレス：kawa0211@city.kawanishi.lg.jp

電話番号：072-740-1215

（３） 回答方法

提出された質問に対する回答は、令和８年 12 月４日（金） までに、本市ホームページに掲示する。なお、質問がない場合は掲載しない。

7 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、提出書類を次のとおり提出すること。

（１） 提出書類

1	参加申込書（様式１）
2	会社概要書（様式２）及びパンフレット等の会社概要が分かるもの
3	法人の登記事項証明書（全部事項証明書）及び定款
4	直近 3 年分の国税（納税証明書その 3 の 3）及び地方税（法人住民税及び法人事業税）の納税証明書 ※発行後３ヵ月以内のもの ※未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書 ※本社、本店分のみ。ただし、支社・支店が参加表明する場合は、支社・支店分も合わせて提出。 ※非課税扱いで申告の必要がなく納税証明書が取得できない法人は、その旨を記載した文書を提出。

（２） 提出期限

令和８年 12 月 11 日（金） 17 時まで

（３） 提出先

〒666-8501　川西市中央町 12 番１号

川西市教育委員会事務局　教育推進部　入園所相談課　（市役所３階８番窓口）

（４） 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は令和８年 12 月 11 日必着）

（５） 提出部数

正本１部

8 企画提案書等の提出

参加申込書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。なお、提案は１社１案とする。

（1）　提出書類

	提出書類名	提出上の注意
1	企画提案書提出届（様式３）	
2	企画提案書（任意様式）	記載内容については、（６）（７）を参照すること
3	見積書（任意様式）	見積書には以下にかかる経費の見積金額及び積算内訳を記載すること。 ア　システム導入期間に係る経費 イ　システム運用期間に係る経費 （システム利用料を含む）
4	参考見積書（任意様式）	令和９年４月１日から令和13年３月31日まで継続して運用した場合の見積金額および積算内訳を記載すること。
5	入退室管理システム 機能要件確認表（様式６）	

（2）提出期限

令和８年12月18日（金）　17時まで

（3）　提出場所

〒666-8501　　川西市中央町12番１号

川西市教育委員会事務局　教育推進部　入園所相談課　（市役所３階８番窓口）

（4）　提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は令和８年12月18日必着）

（5）　提出部数

８部（正本１部、副本７部）

（6）企画提案書の様式

ア　用紙サイズはA4に統一し、枚数は50ページ以内とする。

イ　提案内容はすべて実現可能なものとし、その実現にかかるすべての費用を見積金額に含めること。

（7）企画提案書の記載事項

下記の内容を順序に従って具体的に記載すること。

ア 業務方針

イ 導入実績

ウ 導入システムの概要

① クラブの支援員が使用する機能の説明

② 保護者が使用する機能の説明

③ 管理者（市）が使用する機能の説明

エ 導入業務

① 運用開始までのスケジュール

② システム導入の実施体制

オ 運用業務

① 運用サポートの実施体制

② 緊急時の対応

カ セキュリティ対策

キ 【任意】独自提案

※本市の目指す方向性の実現に資するシステムの追加機能や導入・運用に係る追加提案等があれば、加点の対象とする。

9 辞退届

参加申込書（様式１）を提出後に参加を辞退する場合には、持参又は郵送のいずれかで、参加辞退届（様式４）を速やかに提出すること。

10 プレゼンテーション審査

（１）実施内容

提出した企画提案書等に基づいて、プレゼンテーション、デモンストレーション及び質疑応答を行う。当日の追加資料は認めない。また、出席者は、１者につき４名以内とする。

なお、参加者が１者のみであった場合であっても、プロポーザルでの選定を実施する。

（２）実施日

令和８年 12 月 21 日（月）～令和８年 12 月 25 日（金）

※ 日時は、参加申込があった者に、別途通知する。

（３）実施時間

１者につき、プレゼンテーションとデモンストレーションを合わせて 30 分以内（入退場・準備時間は含まない)、質疑応答は 15 分程度とする。

（４）会場設営

会場設営（スクリーン、プロジェクター、電源、HDMI ケーブル等機器の設営を含む）については、本市にて行う。ただし、パソコン及びネットワーク接続（インターネット）環境については必要に応じて各自準備すること。

11 審査方法

本プロポーザルの審査は、本プロポーザルのために組織された審査委員会において、提出された企画提案書等について、プレゼンテーション、デモンストレーション及び質疑応答による審査を行う。

各審査委員が定性評価 150 点満点で採点し、見積額による定量評価 50 点満点の得点を合計して評価点とする。なお、各審査委員の定性評価の合計が、定性評価の満点の 60％を下回るときは、選定の対象外とする。

また、入退室管理システム機能要件確認表（様式６）について、代替提案を中心に、導

入システムが要求水準を満たしていることを審査し、要求水準を満たしていないことが明らかになったときは、選定の対象外とする。

12 審査結果の通知および公表

審査の結果は、審査終了後、速やかに参加者全員に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。また、市ホームページでも結果を公表する。

なお、審査結果等についての問合せには応じないものとする。

13 契約の締結

受託候補者の特定後、速やかに手続を行い、契約を締結する。なお、仕様書の内容については、提案された内容を踏まえるなど、市との協議により内容を一部変更した上で、契約を締結することがある。

14 その他留意事項

（1） 提案は、1参加者につき1件とする。

（2） 本プロポーザルの参加に係る全ての費用は、プロポーザル参加者の負担とする。

（3） 提出書類の返却は行わないものとする。

（4） 提出者が、次のいずれかに該当するときは、失格または無効とする。

ア 提出書類に虚偽の記載をしたとき

イ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき

ウ 本件の審査に係る評価委員に接触した事実が認められたとき

エ 他の事業者と応募提案の内容またはその意思について相談を行ったとき

オ 選定終了までの間に、他の提案者に対し応募提案の内容を意図的に開示したとき

カ 本実施要領に記載する「4 参加資格」を満たさないことが明らかになったとき

キ その他、関係法令等に違反すると認められたとき

（5）提出書類について、情報公開請求があった場合は、川西市情報公開条例に基づき、公開することがある。

（6）提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

15 本プロポーザルに係る問合せ先

川西市教育委員会　教育推進部　入園所相談課
所在地：〒666-8501　川西市中央町12番1号
電話番号：072-740-1215
メールアドレス：kawa0211@city.kawanishi.lg.jp

【評価基準および配点】

定量評価（50 点）

	評価項目	評価の観点	配点
1	見積金額	システム導入期間に係る経費とシステム運用期間に係る経費（システム利用料を含む）の合計について最低額を示した提案者を満点とし、それ以外の提案者は次のとおり算出する。 50 点×（最低提案価格/提案価格）	50

定性評価（150 点）

	評価項目			評価の観点	配点
1	業務方針			・本業務の目的を正しく理解し、業務方針が、本市の目指す方向性と合致しているか。	5
2	導入実績			・公設クラブへの導入実績が十分にあり、導入した自治体において効果がでているか。	5
3	導入システム	ア	クラブの支援員が使用する機能	・児童の入退室予定の把握（入退室予定の変更を含む。）及び児童の入退室管理が容易にできるか。 ・保護者との個別連絡が容易にできるか。 ・保護者への一斉連絡が容易にできるか。	30
		イ	保護者が使用する機能	・アカウント登録が容易にできるか。 ・入退室予定の連絡が容易にできるか。 ・クラブとの個別連絡が容易にできるか。	30
		ウ	管理者（市）が使用する機能	・児童の登録、削除が容易にできるか。 ・保護者への一斉連絡が容易にできるか。 ・クラブにおける操作トラブルの支援が容易にできるか。	30
4	導入業務			・スケジュールに無理が無いか。 ・実施体制が整っているか。	10
5	運用業務			・運用サポート（問合せ窓口等）が充実しているか。 ・緊急時の対応体制が整っているか。	10
6	セキュリティ対策			・導入システムは、住所や電話番号等の情報が収集できないような仕組みになっているなど、個人情報漏洩防止のためのセキュリティ対策がなされているか。 ・受託者は、個人情報漏洩防止のためのセキュリティ対策を行っているか。	20
7	【任意】独自提案			・本市の目指す方向性の実現に資するシステムの追加機能や導入・運用に係る追加提案等があれば、加点の対象とする。	10